

まさき町夏まつり

8月7日(土)

塩屋海岸
はんぎり競漕、はんぎりトライアスロン

松前公園
夜市、餅まき、まさき音頭、花火

●イベント参加者募集

はんぎり競漕

中学生、高校生、社会人や企業などから個人・チームを募集しています。

- ・はんぎり競漕(個人の部・団体の部)
- ・はんぎりトライアスロン(個人の部)



まさき音頭

一般、企業や各地区などから、チーム(連)を募集しています。



締め切り 7月20日(火)

●松前町商工会内
まさき町夏祭り実行委員会 ☎ 984-1427

まさき町夏祭り前夜祭「カラオケの夕べ」

日時 8月6日(金) 18時開演(予定)

会場 松前総合文化センター 広域学習ホール

申込先 まさき町夏祭り実行委員会または松前町文化協会事務局

※募集要項は商工会、文化センター、東・西・北公民館にあります。

締め切り 7月9日(金) ※定員になり次第締め切ります。

●松前町文化協会事務局 ☎ 985-1313

公共下水道事業受益者負担金
受益者負担金は、公共下水道が整備された区域内にある土地の所有者または権利者の皆さんに、一度限り負担してもらうものです。

▼金額
土地1㎡あたり350円(一筆あたりの上限額15万円)

▼手続き
対象者には7月に申告書を送付しますので、確認して記名・押印のうえ返送してください。8月中旬に負担金決定通知書と納付書をお送りします。

お送りします。昨年度以前に決定した負担金については、8月から納期ごとに納付書を送付します。

下水道が使えるようになったら

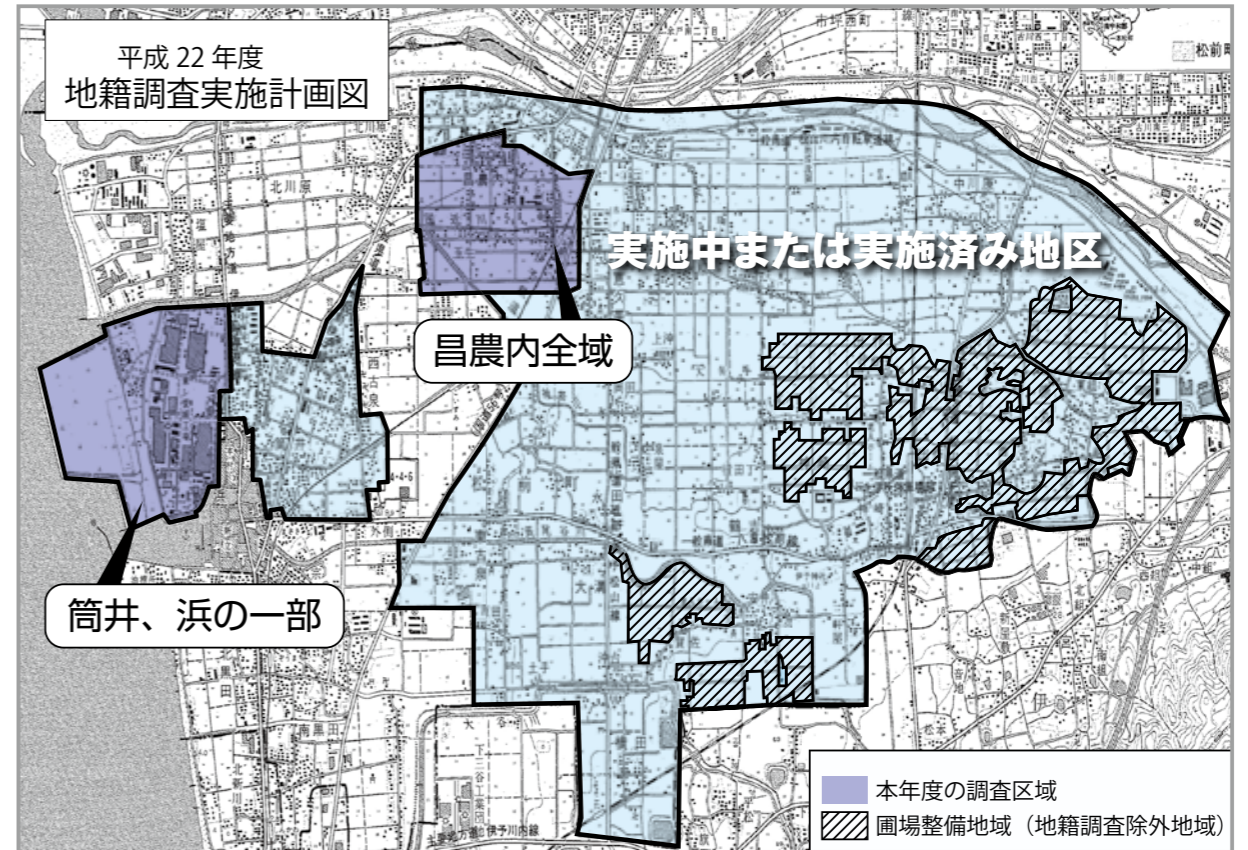
- ・台所や浴室からの排水は、すみやかに下水道に接続しましょう。
- ・くみ取り便所の人は、3年以内に水洗便所に改造しましょう。
- ・浄化槽を設置している人は、6カ月以内に排水設備を設置して下水道に接続しましょう。
- ・下水道への接続工事は、町の指定工事に申し込んでください。

融資あっせん制度
下水道が使えるようになってから3年以内に行う接続工事は、金融機関に融資をあっせんし、町が利子を負担する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

下水道使用料
下水道を使い始めると下水道使用料が必要です。※町の指定工事店など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎ 985-4126

下水道の話



地籍調査実施中
平成22年度は昌農内、筒井、浜の一部を調査します

●地籍調査とは
土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査です。現在、法務局に保管されている登記簿や付属地図は、明治・大正期に作成されたものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、次の調査を行い、登記簿や付属地図を修正します。

- ① 所在、地番、地目と境界の調査
- ② 登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
- ③ 境界の測量と面積の測定

●実施状況
町は、平成5年度から地籍調査を実施し、現在までに上図の地域の調査が終了しました。西高柳・筒井、浜地区の一部については現在実施中です。本年度は昌農内地区全域と筒井、浜地区の一部を新たに調査します。

●土地所有者へのお願い
この調査の中で重要な一筆地調査は、土地所有者に現地境界を確認してもらう作業で、皆さんの協力がなければ調査を進めることができません。対象者には事前に説明会の案内を送りますので、参加してください。

☎ 985-4127

松前町給水工事業者
次の事業者を新たに指定しました。

- 相田水道工業 砥部町高尾田 476 番地 ☎ 956-4611
- 有限会社フジモト設備 東温市牛淵 1846 番地 6 ☎ 964-8221
- 明立工業 松前町北川原 928 番地 1 ☎ 907-7800

☎ 上下水道課水道工務係 ☎ 985-4229

情報公開・個人情報保護制度 実施状況(平成21年度)

情報公開請求			
請求	公開	部分公開	非公開(文書不存在)
9件	2件	4件	3件

情報公開コーナーをご利用ください

1階に情報公開コーナーを設けています。ここでは、予算書、議会会議録や町で作成した小冊子などの行政資料が閲覧できます。お気軽にご利用ください。

個人情報開示請求			
請求	開示	部分開示	非開示
2件	0件	2件	0件

☎ 総務課広報情報係 ☎ 985-4132

8月1日から 父子家庭へも児童扶養手当が支給されます

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

▼父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもを、父が監護して生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども など)

▼支給月額

- 全部支給 41,720円
- 一部支給 9,850円
- 2人目 5,000円
- 3人目以降 3,000円

※所得などによって異なります。

※対象児童2人以上の加算額

2人目 5,000円

3人目以降 3,000円



支給するためには

申請が必要です。7月31日までに支給要件を満たしている人は、11月30日までに申請してください。認定されると8月分を遡って支給されます。11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になりますのでご注意ください。申請には必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

問 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114

倒産・解雇などで離職した人へ 国民健康保険税を軽減します

自分の意志によらない失業で職場の健康保険を脱退して国保に加入した人の国保税を軽減します。

▼対象者

- ① 平成21年3月31日以降に失業した人
- ② 失業時点で65歳未満の人
- ③ 倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)または雇止めによる離職(特定理由離職者)で雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄のコードが次の人
- ・ 特定受給資格者：11、12、21、22、31、32
- ・ 特定理由離職者：23、33、34

▼軽減内容

前年の給与所得を100分の30

として算定します。

▼軽減期間

失業した日が21年3月31日～22年3月30日の場合、23年3月まで。22年3月31日～23年3月30日の場合、24年3月まで。

※軽減期間中に職場の健康保険に加入した場合は軽減措置は終了。

▼申請に必要なもの

- ① 雇用保険受給資格者証
- ② 印鑑(シャチハタ不可)

▼申請先

松前町民税係または保険課医療保険係

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

女性特有の がん検診 無料クーポンで 受けましょう

一定の年齢に達した女性に対し、本年度も女性特有のがん検診無料クーポン券と検診手帳を交付します。対象者にはクーポン券などを6月末に郵送しました。検診の受け方や医療機関は、同封した案内で確認してください。

◎対象者 (平成21年4月2日～22年4月1日の間に次の年齢になった人)

- 子宮頸がん 20、25、30、35、40歳
- 乳がん 40、45、50、55、60歳

◎有効期限 23年3月31日

子宮頸がん・乳がんは近年増えていますが、早期に発見すれば治療可能ながんです。クーポン券を使ってぜひ検診を受けましょう。

★転入してきた人へ

対象者で4月20日以降に転入してきた人は、前住所地のクーポン券を交換する必要があります。健康課保健センター係までお越しください。

★転出する人へ

クーポン券が届いた後にクーポン券未使用で転出する人は転出先の市区町村にご相談ください。

問 健康課保健センター係 ☎ 985-4118

木造住宅の耐震診断を無料でを行います

▼対象住宅 (次のすべてに該当するもの)

- ① 昭和56年5月31日以前に町内に建築された一戸建て木造住宅(枠組壁工法、丸太組工法など特別な工法のもの対象外)
- ② 階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
- ③ 専用住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が過半を超えるもの

▼対象者

対象住宅の所有者

▼耐震診断者

松前町木造住宅耐震促進協議会に属し、愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた事務所

▼診断にかかる費用 無料

▼受付戸数 20戸(先着順)

▼受付期間 7月12日(月)～11月30日(火)

▼診断を受けるには

まずは対象になるか、まちづくり課に相談してください。その再、住宅の建築年度や構造がわかる資料(建築確認通知書の写し、建築物の登記事項要約書など)を持参してください。

※松前町木造住宅耐震促進協議会に属していない事務所依頼する場合は、一部費用を補助する制度もありますのでご相談ください。

問 まちづくり課計画建築係

☎ 985-4124

地デジの準備はお済みですか?

地デジ 相談会 説明会

相談会

- 日時 8月19日(木)・20日(金) 10時～16時30分
- 場所 松前町役場1階ロビー
松前町総合福祉センター1階ロビー

説明会

- 日時 8月20日(金) 13時～13時40分
- 場所 松前町役場2階西会議室

問 愛媛県テレビ受信者支援センター(デジサポ愛媛) 相談会グループ ☎ 943-6039
財政課統計電算係 ☎ 985-4101

地デジ放送への準備がまだの人、地デジについてわからないことがある人は、ぜひ相談会にお越しください。これは、総務省が主催する無料の相談会・説明会です。契約の勧誘や機器の販売は一切ありませんのでご安心ください。

- 内容
 - ・地デジとは
 - ・アンテナ、テレビ、チューナーの対応
 - ・地域の電波状況
 - ・エコポイント
 - ・チューナー支援
 - ・悪質商法への注意
- 参加方法 当日直接会場へお越しください。



©日本民間放送連盟 2009

まさきの ecology 生活

皆さんの取り組みで ごみはもっと減らせます

ちょっとした意識でごみは減らせます。混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」です。紙類やプラスチック類(プラマーク)が入っていませんか?可燃ごみを出す前に、中身を点検しましょう。ごみを減らすことで、収集運搬や焼却時に発生するCO₂排出量も削減できます。

①ごみ減量アイデア募集

皆さんの家庭でしている「ごみ減量アイデア」を教えてください。寄せられたアイデアは、広報まさきで紹介します。

例 ごみ減量委員からのアイデア
食べたスイカは、捨てる前に2日干します。干すと321gの減量ができました。

②生ごみ処理容器の購入補助

補助には購入証明書が必要ですので、購入する前にお問い合わせいただくか、窓口にお越しください。

- 電気式生ごみ処理機
購入費の2分の1(限度額 20,000 円)
- 生ごみ処理バケツ・生ごみ処理容器(コンポスト)
購入費の2分の1(限度額 3,600 円)

町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117

井戸水の検査をしましょう

不衛生な井戸水を飲むと健康を損ないます。次の2点に注意し、安全確保に努めましょう。

①施設は清潔に
井戸とその周辺は定期的に点検と清掃をして、清潔にしましょう。汚水が土に染み込まないように井戸の周りには排水溝を作らないようにしましょう。特に動物のふん尿に注意してください。

②水質検査で安全確認を
色・にごり・におい・味に異常がないか毎日確認し、年に1回は水質検査をしましょう。

検査の結果、井戸水の汚染が明らかになったときは、直ちに使用を止めて保健所や役場に連絡してください。

▼衛生管理・水質検査の問い合わせ先

県松山保健所 ☎ 941-1111
県立衛生環境研究所 ☎ 931-8757
(財)愛媛県総合保健協会 ☎ 987-8206
町民課生活環境係 ☎ 985-4117

松前町は、地球温暖化防止のため「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」(環境省主催)に参加します。

七夕ライトダウン

7月7日 水

20時～22時

7月7日はクールアース・デーです。この日、町施設のライトダウンを実施します。家庭や事業所でもライトダウンにご協力をお願いします。

町民課生活環境係 ☎ 985-4117

井戸水の検査をしましょう

7月1日から、パーキングパーミット(身体障害者用利用者証)制度を開始します

県は、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)を適正に利用してもらうため、障がいのある人や高齢者などで歩行が困難な人に県内共通の利用証を交付する「パーキングパーミット制度」を導入します。

●利用できる人
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦やけが人のうち、歩行が困難な人

●利用証を受け取るには
福祉課のほか、県障害福祉課や地方局などで交付します。障がいのある人は、各種障害者手帳を持参のうえ窓口にお越しください。その他の人は必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

福祉課 ☎ 985-4112
県障害福祉課 ☎ 912-2422

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めることが経済的に難しいときは、免除制度を利用しましょう。本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下であれば全額または一部免除されます。

免除期間は老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための必要な期間に算入され、10年以内なら、免除期間の保険料を遡って納めることができます。

必要なもの
①年金手帳 ②認め印 ③離職票

または雇用保険受給資格者証(離職による免除申請の場合だけ)
▼手続き先
町民課住民係または松山西年金事務所
※免除の始期は7月です。前年度にあらかじめ継続申請を希望していない場合は、7月に入ってから再度申請が必要です。

町民課住民係 ☎ 985-4106
松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175

●7月1日オープン

義農公園コミュニティプール

*期間
7月1日(水)～8月31日(火)
8月15日(日)と16日(月)は休みです。天気が悪いときは休むことがあります。

*時間 10時～17時
*料金 無料
*必ず守りましょう

- 水着を着て水泳帽をかぶりましょう。
- 幼児の入場は保護者同伴をお願いします。
- 土足では入れません。上履きは各自で用意してください。
- 貴重品は持って来ないでください。
- 監視員の指示に従ってください。

まちづくり課管理係 ☎ 985-4156

平成22年度 各種保険料の納付期限

介護保険料と後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付期限は次のとおりです。

	納期限	口座振替日
1期	22年 8月 2日(月)	22年 7月 26日(月)
2期	8月 31日(火)	8月 25日(水)
3期	9月 30日(木)	9月 27日(月)
4期	11月 1日(月)	10月 25日(月)
5期	11月 30日(火)	11月 25日(木)
6期	12月 27日(月)	12月 27日(月)
7期	23年 1月 31日(月)	23年 1月 25日(火)
8期	2月 28日(月)	2月 25日(金)
9期	3月 31日(木)	3月 25日(金)

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期限月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

年度途中に、支払方法が普通徴収から特別徴収(年金天引き)に変わる人もいます。詳しくは後日送付する保険料額決定通知書で確認してください。

保険課保険料係 ☎ 985-4227

冊子「ふるさとをたずねて」を無料で差し上げます

昭和47年から38年間、「館報まさき」「広報まさき」に掲載していた「ふるさとをたずねて」を集約し、冊子として発刊しました。

62人の執筆者により、213編を掲載しています。松前町の史跡、文化財のよさを何度でも味わえる一冊です。松前町の歴史をひも解き、ふるさとを知り、更に愛するきっかけになるよう、無料で差し



上げます。

▼窓口 社会教育課生涯学習係

(一人1冊) ※300冊限定

☎ 社会教育課生涯学習係

☎ 985-4135

参加しませんか？

血管いきいき☆『糖尿病予防のつどい』

糖尿病予防の基本である食事と運動について、実習を中心に楽しく学びます。健診結果で「血糖値が高い」と言われた人、治療中の人、家族や関心のある人の参加をお待ちしています。

▼日時

7月26日(月) 9時30分～15時

▼内容

糖尿病予防の食事の基本について

講義と調理実習、試食

講師 管理栄養士 篠原久子先生

「おいしく賢く食べて♪糖尿病予防」

▼午後

糖尿病予防のための運動(ウォーキングなど)についての講義と実習

講師 フィットネスインストラクター 井門恵理子先生

「手軽に運動！体もすっきり♪」

▼会場

松前町総合福祉センター 2階

▼定員 24人

▼申し込み方法

電話でお申し込みください。

▼締め切り 7月21日(水)

▼申込先 健康課保健センター係

☎ 985-4118

お詫びと訂正

広報まさき6月号の「子どもの予防接種」の記事(色部分)に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。正しくは下表のとおりです。

●町内の接種委託医療機関

医療機関名	定期予防接種							
	三種1期	三種2期	MR	麻しん	風しん	日本脳炎	BCG	ポリオ
おち内科循環器科			○	○	○	○		
おひさまファミリークリニック	○	○	○	○	○	○		
梶原クリニック	○	○	○	○	○	○	○	
木口内科			○	○	○	○		
しげかわ産婦人科	○	○	○	○	○			
しのざき医院	○	○	○	○	○	○		
高瀬内科胃腸科	○	○	○	○	○	○		
たけだ内科クリニック	○	○	○	○	○			
武智ひ泌尿器科・内科		○	○	○	○	○		
友澤外科	○	○	○	○	○	○	○	
松前病院	○	○	○					
松野内科クリニック		○	○	○	○			
むかいだ小児科	○	○	○	○	○	○	○	○

※所在地・電話番号の訂正はありません。

☎健康課保健センター係 ☎985-4118

第60回

社会を明るくする運動 松前町大会

7月14日(水) 13時30分～

松前総合文化センター 広域学習ホール

昭和26年から始まった法務省主唱のこの運動は、犯罪や非行のない明るい社会を作り上げるために実施しています。

●記念講演

南海放送ラジオ
パーソナリティー
小林真三氏



☎福祉課障がい福祉係 ☎985-4155